

# 公益信託に関する法律の概要と 実務への影響

内閣府大臣官房  
公益法人行政担当室企画官  
古谷真良 Masayoshi Furuya

法務省民事局調査員  
藤井梨絵 Rie Fujii

前内閣府大臣官房  
公益法人行政担当室参事官補佐  
太田道寛 Michihiro Ota

内閣府大臣官房  
公益法人行政担当室主査  
大塚一輝 Kazuki Otsuka

## I はじめに

令和6年5月14日、「公益信託ニ関スル法律」(大正11年法律第62号。以下「旧公益信託法」という。)の全部改正法として「公益信託に関する法律」(以下「新公益信託法」という。)が成立し、同月22日に令和6年法律第30号として公布された。

本稿では、制定から100年以上を経て、初めての本格的な見直しとなった新公益信託法の概要と実務への影響を紹介する。なお、本稿で示されている意見は、筆者らの個人的見解である。また、本稿の条項は特記しない限り「新公益信託法」の条項を示している。

## II 改正の経緯等

### 1 公益信託制度の現状

公益信託は、委託者が、一定の公益目的のため、受託者に対してその財産を移転し、受託者

をしてその公益目的に従って財産を管理又は処分させ、もってその公益目的を実現しようとする信託制度である。旧民法に基づく公益法人と同様に、主務官庁(行政事務を分担管理する内閣総理大臣又は各省大臣)による許可・監督の下、民間の資金を利用して公益活動を行うための制度として、大正11年制定の旧信託法において法制化された。その後、昭和52年にはじめて第1号が誕生し、それ以来、奨学金の支給、自然科学研究やまちづくりへの助成等の活用がされ、平成15年には572件(一般社団法人信託協会加盟会社受託分。信託財産残高約720億円)まで増加したものの、その後減少傾向となり、令和6年3月末時点では378件(約535億円)である<sup>1</sup>。

公益信託が普及しない理由として、①主務官庁制の下での許可・監督の基準・運用が統一されていないこと、②公益信託の引受許可申請手続に多くの時間とコストがかかること、③公益信託が一般に知られていないこと、④信託財産が原則として金銭に限られていること、⑤事務に見合った適正な報酬が得られず、受託者に

1 公益信託の受託件数、信託財産残高の推移については、一般社団法人信託協会「公益信託の受託状況(令和6年3月末現在)」参照(https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/041/202406/public\_interest\_trusts\_20240625.pdf)。また、同協会加盟会社受託分の公益信託については、令和6年8月現在、同協会が提供する公益信託データベースにより検索可能である(https://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/search\_entrusted/)。